

工 種	分類	項 目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準	
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (製 作)	A	(5) テレメータ 精度試験		承諾図書に示された規格値以内であること。	
		(6) レベル試 験		承諾図書に示された規定値以内であること。	
		2. 単体試験			
	A	(1) 機能試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。	
		(2) データ転 送装置	1. 電気的 特性試験		3. (1)TM、TM・TC 装置に準ずる。
			2. 単体試験		
	A	(1) 機能試験		承諾図書で示された信号のデータ転送が行える こと。	
	(3) 入出力中 継装置	A	1. 電気的 特性試験		3. (1)TM、TM・TC 装置に準ずる。
			2. 単体試験		
		A	(1) 機能試験		承諾図書に示された信号の中継(受渡し)が行え ること。
	(4) 機側伝送 装置	A	1. 電気的 特性試験		1. (5) 入出力処理装置に準ずる。
			2. 単体試験		
		A	(1) 機能試験		承諾図書に示された信号のデータ伝送が行える こと。
	(5) 対孫局中 継装置	A	1. 電気的 特性試験		3. (3) 入出力中継装置に準ずる。
			2. 単体試験		
		A	(1) 機能試験		承諾図書に示された信号の中継(受渡し)が行え ること。
	(6) 孫局装置	A	1. 電気的 特性試験		3. (3) 入出力中継装置に準ずる。
			2. 単体試験		
		A	(1) 機能試験		承諾図書に示された信号の中継(受渡し)が行え ること。
(7) 設定値制 御装置		1. 単体試験			
	B	(1) 機能試験		承諾図書に示された設定値制御が行えること。	

測定及び判定の方法	摘 要
アナログの入出力 A/D 変換値と直線性を測定し、規格値以内であることを確認する。	
送信レベル及び受信レベルが規定値を確保できることを確認する。	
TM・TC 親局装置と TM・TC 子局装置間で局呼出、操作・制御、監視、外部出力、通信異常などを管理項目表で確認する。(情報伝送設備としてシステムを構成する装置の組合せ試験)	
3. (1)TM、TM・TC 装置に準ずる。 なお、(1)絶縁抵抗試験、(4)耐電圧試験、(5)テレメータ精度試験は除く。	
他装置からの入出力データを通信相手のデータ転送装置とデータ転送が行われることを確認 する。	
3. (1)TM、TM・TC 装置に準ずる。 なお、(5)テレメータ精度試験、(6)レベル試験は除く。	
機側操作盤、計測装置から入力された状態信号・計測信号を TM 子局装置、TC 子局装置から出 力された操作信号・設定値信号を機側操作盤、設定値制御装置に中継(受渡し)できることを 確認する。	
1. (5) 入出力処理装置に準ずる。	
機側操作盤、計測装置から入力された状態信号・計測信号を入出力処理装置、入出力処理装置 から出力された操作信号・設定値信号を機側操作盤にデータ伝送できることを確認する。	
3. (3) 入出力中継装置に準ずる。	
孫局装置から入力された状態信号・計測信号を TM 子局装置、TC 子局装置から出力された操 作信号・設定値信号を孫局装置に中継(受渡し)できることを確認する。	
3. (3) 入出力中継装置に準ずる。	
機側操作盤、計測装置から入力された状態信号・計測信号を対孫局中継装置、対孫局中継装置 から出力された操作信号・設定値信号を機側操作盤、設定値制御装置に中継(受渡し)でき ることを確認する。	
模擬データを入力して設定値制御が適正に行われることを確認する。 模擬データは制御対象の計測信号と同一のものとする。	

工 種	分類	項 目	管理基準値 (mm)	測 定 及 び 判 定 基 準
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (製 作)		1. 単体試験		
	(8) スイッチングハブ			
	(9) ルータ	B	(1) 機能試験	承諾図書に示されたネットワーク通信が行えること。
	(10) メディアコンバータ		1. 単体試験	
		B	(1) 機能試験	承諾図書に示された光通信が行えること。
	4. 雨水テレメータ・放流警報設備(河川管理用)	A	1. 電気的特性試験	3. (1) TM、TM・TC 装置に準ずる。
			2. 単体試験	
	(1) 雨水テレメータ装置	A	(1) 機能試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	① テレメータ監視局装置			
	② テレメータ観測局装置			
	(2) 放流警報装置	A	1. 電気的特性試験	4. (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。
	① 放流警報制御監視局装置		2. 単体試験	
	② 警報局装置	A	(1) 機能試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(3) サイレン装置	B	1. 電気的特性試験	4. (2) 放流警報装置に準ずる。
	① サイレン制御盤		2. 単体試験	
	B	(1) 動作試験	承諾図書に示す警報局でのサイレン制御が行えること。	
② サイレン	B	1. 単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。	
(4) 拡声装置	B	1. 電気的特性試験	4. (2) 放流警報装置に準ずる。	
① 音声増幅器		2. 単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。	
② ホーンスピーカ	B	1. 単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。	
(5) 集音マイク	B	1. 単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。	

測 定 及 び 判 定 の 方 法	摘 要
機能組合せ試験により確認する。	
機能組合せ試験により確認する。	
3. (1) TM、TM・TC 装置に準ずる。 なお、(4) テレメータ精度試験、(5) レベル試験を除き、信号（パルス、デジタルなど）入力確認を追加する。	
監視制御装置から観測装置を呼出し、データ収集、印字、操作・表示、外部出力機能を確認する。(テレメータ観測システムを構成する装置の組合せ試験)	
4. (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。 なお、信号（パルス、デジタルなど）入力確認を除く。	
制御監視局装置で監視局装置の警報制御・監視機能を確認する。また、警報局装置の手動による警報制御・監視機能も確認する。 (放流警報システムを構成する装置の組合せ試験)	
4. (2) 放流警報装置に準ずる。 なお、(3) 消費電流測定は除く。	
警報局装置からの制御又は制御盤での操作によるサイレン動作、制御盤でのサイレン動作の表示及び保護、警報局装置へのサイレン状態の出力を確認する。 製造者の試験成績書により外観構造、電気的特性、性能を確認する。	
4. (2) 放流警報装置に準ずる。	
製造者の試験成績書により出力、周波数特性、信号対雑音比、操作・表示機能を確認する。	
製造者の試験成績書により外観構造、電気的特性、性能を確認する。	
製造者の試験成績書により外観構造、電気的特性、性能を確認する。	

工 種	分類	項 目	管理基準値 (mm)	測 定 及 び 判 定 基 準		
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (製 作)	(6) 回転灯	B	1. 単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。		
	5. 無線設備 (1) 無線装置	B	1. 電気的特性試験	1. (1) データ処理装置に準ずる。		
			2. 単体試験			
		B	(1) 送信特性試験		①送信出力 $\pm 10\%$ ②送信周波数 設計図書で指定された周波数 ③周波数許容偏差 70MHz $\pm 5 \times 10^{-6}$ 以内 400MHz $\pm 3 \times 10^{-6}$ 以内 ④最大周波数偏移 70MHz ± 5 kHz 以内 400MHz ± 2.5 kHz 以内 ⑤スプリアス発射強度 70MHz 1mW 以下、かつ基本波の平均電力より 60dB 低い値 400MHz 2.5 μ W 以下、ただし、1W の場合は 25 μ W 以下とする。	管理基準値の範囲内であること。 なお、その他の項目は製造者の規格値の範囲内であること。
					B	(2) 受信特性試験
	(2) 移動無線装置		1. 単体試験			
	B	(1) 送信特性試験		①送信出力 $\pm 20\% \sim \pm 50\%$ ②送信周波数 設計図書で指定された周波数 ③周波数許容偏差 150MHz $\pm 10 \times 10^{-6}$ 以内 ④最大周波数偏移 ± 5 kHz 以内 ⑤スプリアス発射強度 1mW 以下かつスプリアス比 80dB 以下	管理基準値の範囲内であること。 なお、その他の項目は製造者の規格値の範囲内であること。	
				B	(2) 受信特性試験	製造者の規格値の範囲内であること。

測 定 及 び 判 定 の 方 法	摘 要
製造者の試験成績書により外観構造、電気的特性、性能を確認する。	
1. (1) データ処理装置に準ずる。	
製造者の試験成績書により次の項目の試験結果を確認する。 ①送信出力 ②送信周波数 ③周波数許容偏差 ④最大周波数偏移 ⑤スプリアス発射強度 ⑥標準変調入力レベル ⑦送信機入力レベル	
製造者の試験成績書により次の項目の試験結果を確認する。 ①局部発振周波数許容偏差 ②受信感度 ③スケルチ感度 ④スプリアス感度 ⑤受信入力電圧、S/N 比 ⑥受信機出力レベル	
製造者の試験成績書により次の項目の試験結果を確認する。 ①送信出力 ②送信周波数 ③周波数許容偏差 ④最大周波数偏移 ⑤スプリアス発射強度	
製造者の試験成績書により次の項目の試験結果を確認する。 ①局部発振周波数許容偏差 ②受信感度 ③スプリアス感度	

工 種	分類	項 目	管理基準値 (mm)	測 定 及 び 判 定 基 準	
水 管 理 制 御 シ ス テ ム （ 製 作 ）	(3) 無線中継装置	A	1. 電気的特性試験	4. (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。	
			2. 単体試験		
		A	(1) 機能試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(4) 空中線装置	B	1. 構造・性能		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	6. CCTV 設備 (1) CCTV 装置 (2) 操作器	A	1. 電気的特性試験		4. (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。
			2. 単体試験		
		A	(1) 映像分配部・文字発生部 ① 映像出力レベル	VBS1.0V (p-p) ⊕10%/75Ω	管理基準値の許容範囲内であること。
		A	② 文字内容		承諾図書に示された文字が画面上に表示されること。
		A	(3) 制御部・操作器 ① 動作試験		承諾図書に示された動作が行えること。
		A	(4) モニタ (LCD) ① 映像		モニタにカメラ映像が正常に表示されること。
		A	(5) 機能試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(3) カメラ制御装置	A	1. 電気的特性試験		6. (1) CCTV 装置に準ずる。
			2. 単体試験		
		A	(1) 光送信部		承諾図書に示された規格値以内であること。
A		(2) カメラ制御部 ① ローカル動作		承諾図書に示された動作が行えること。	
	A	② 遠隔操作		承諾図書に示された動作が行えること。	
(4) カメラ装置	A	1. 電気的特性試験		6. (1) CCTV 装置に準ずる。	
		2. 単体試験			

測 定 及 び 判 定 の 方 法	摘 要
4. (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。 なお、信号（パルス、デジタルなど）入力確認を除く。	
監視制御局から中継装置に中継起動/停止、送信機の手動・自動切換、状態監視を確認する。（テレメータ観測システム又は放流警報システムと組合せ試験）	
製造者の試験成績書により外観構造、指定周波数、空中線利得、インピーダンス、空中線指向特性、定在波比を確認する。	
4. (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。 なお、信号（パルス、デジタルなど）入力確認を除く。また、操作器も除く。	
映像入力信号に対し映像出力信号が許容範囲内にあることを測定器にて確認する。	
画面上に表示される文字に異常がないことを確認する。	
操作器のブラウザ画面又は操作パネルからのカメラ選択・制御操作を確認すること。	
カメラ選択・制御操作を行い、モニタでカメラ映像を確認する。	
CCTV 設備を構成する機器を組合せて、システムとしてカメラ選択、ズーム（望遠/広角）、フォーカス（遠/近）、アイリス動作、ワイパー操作、旋回操作、プリセット操作、投光器制御、集音の動作を確認する。	
6. (1) CCTV 装置に準ずる。	
光パワーメータで光受信レベルを測定し確認する。	
操作パネルよりカメラ操作を行い確認する。	
CCTV 制御装置操作部よりカメラ操作を行い確認する。	
6. (1) CCTV 装置に準ずる。 なお、(1) 絶縁抵抗試験、(4) 耐電圧試験は除く。	

工 種	分類	項 目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準
水管理制御システム(製作)	A	(1) カメラ ① 定 格 ② 水平解像度 ③ 映像出力レベル ④ 最低被写体照度 (2) 旋回装置 ① 旋回角度 ② 旋回速度 ③ プリセット制御機能 ④ フォーカス調整 ⑤ レンズ部		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	7. 電源設備	B	1. 単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(1) UPS 電源装置 (汎用品)	B	1. 単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(2) 耐雷トランス	B	1. 単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(3) 直流電源装置 [DC12・24V]		1. 単体試験	施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、3. 直流電源装置に基づき実施する。
	(4) 太陽電池電源装置	B	1. 単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(5) 蓄電池	B	1. 単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	8. 計測設備	A	1. 機構動作試験	プーリ、指示・記録部等の機構動作がスムーズであること。
	(1) フロート式水位計 (ゲージ式)		2. 電気的特性試験	
	(2) フロート式水位計 (シグ式)	B	(1) 絶縁抵抗試験	測定値が3MΩ以上であること。
	(3) フロート式水位計 (ゲージ式)	B	(2) 電源電圧変動試験	定格電圧の±10%で正常に動作すること。
	(4) フロート式水位計 (水研62型)	B	(3) 消費電流測定	承諾図書に示された定格値以下であること。
			3. 単体試験	
		A	(1) 精度試験	承諾図書に示された測定精度以内であること。

測定及び判定の方法	摘 要
カメラ、レンズ(電動ズーム)、カメラケース、旋回装置にかかる次の項目について、製造者の試験成績書により確認する。 ①カメラの方式、撮像方式、解像度、映像出力レベル、最低被写体照度 ②ズーム(望遠/広角)、フォーカス(遠/近)、アイリス動作 ③ワイパ動作、ヒータ・デフロスタ動作 ④旋回角度・速度、プリセット動作	計測機器の確認は、製造者の試験成績書によることができる。 DC 電源の装置については製造者の規格電圧範囲で正常に動作すること。
製造者の試験成績書により外観構造、電気的特性、動作を確認する。	
製造者の試験成績書により外観構造、電気的特性を確認する。	
リップル含有率、雑音電圧を管理項目に含めるものとする。	
製造者の試験成績書により外観、寸法、電気的特性を確認する。	
製造者の試験成績書により外観、構造、寸法、開放電圧、容量試験を確認する。	
プーリ、指示・記録部等の機構動作を確認する。	
筐体と電源端子間の絶縁抵抗を絶縁抵抗計で確認する。	
入力電源の電圧を変動させ正常に動作することを確認する。	
定常状態において消費電流を確認する。	
プーリの回転で与えられる入力に対する出力精度を確認する。	

工 種	分類	項 目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (製 作)		A (2) 警報動作試験		入力値が設定した上下限值に達したとき正しく動作すること。
	(5) 圧力式水位計 (半導体式)	B 1. 電気的特性試験		8. (1) フロート式水位計に準ずる。
	(6) 圧力式水位計 (セラミック式)		2. 単体試験	
	(7) 圧力式水位計 (差動浮力式)	A (1) 精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。
	(8) 圧力式水位計 (水晶式)			
	(9) 超音波式水位計	B 1. 電気的特性試験		8. (1) フロート式水位計に準ずる。
			2. 単体試験	
		A (1) 精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。
	(10) 電波式水位計	B 1. 電気的特性試験		8. (1) フロート式水位計に準ずる。
			2. 単体試験	
		A (1) 精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。
	(11) 電磁式流量計	B 1. 電気的特性試験		8. (1) フロート式水位計に準ずる。
		A 2. 耐圧試験		製造者基準による。
			3. 単体試験	
	A (1) 精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。	
(12) 超音波式流量計 (管路用)	B 1. 電気的特性試験		8. (1) フロート式水位計に準ずる。	
		2. 単体試験		
(13) 超音波式流量計 (開渠用)	A (1) 精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。	
(14) 圧力計	B 1. 電気的特性試験		8. (1) フロート式水位計に準ずる。	
	A 2. 耐圧試験		製造者基準による。	

測定及び判定の方法	摘 要
警報動作を確認する。 (警報接点付の場合)	
8. (1) フロート式水位計に準ずる。	
入力 (検出器圧力) の変化に対する出力精度を確認する。	
8. (1) フロート式水位計に準ずる。	
擬似入力 (反射板等) に対する出力精度を確認する。	
8. (1) フロート式水位計に準ずる。	
擬似入力 (反射板等) に対する出力精度を確認する。	
8. (1) フロート式水位計に準ずる。	
所定圧力に対し漏れ等が無いことを確認する。	
試験流量に対する出力精度を確認する。	
8. (1) フロート式水位計に準ずる。	
試験流量に対する出力精度を確認する。	
8. (1) フロート式水位計に準ずる。	
所定圧力に対し漏れ等が無いことを確認する。	

工 種	分類	項 目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準	
水管理制御システム(製作)		3. 単体試験			
		A (1) 精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。	
	(15)雨量・雨雪量計	A	1. 機構動作試験		転倒桁が水滴入力に対してスムーズに転倒すること。
		B	2. 電気的特性試験		8. (1)フロート式水位計に準ずる。
			3. 単体試験		
		B	(1) ヒータ動作		設定温度でヒータが動作すること。
		A	(2) 精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。
		A	4. 気象庁検定品の確認		気象業務法に基づく検定証書が添付されていること。
	9. 総合組合せ試験	A	1. 総合組合せ試験		承諾図書に示されたシステム機能仕様を満足していること。

測定及び判定の方法	摘 要
入力圧に対する出力精度を確認する。	※総合組合せ試験 水管理制御システム全体を組合せてソフトウェア機能の確認を含めて行う試験。
転倒桁の機構動作を確認する。	
8. (1)フロート式水位計に準ずる。 なお、(2)電源電圧変動試験は除く。 (雨雪量計の場合)	
設定温度でサーモスタットがオンとなりヒータが動作すること。 (雨雪量計の場合)	
雨量点滴入力に対する出力精度を確認する。	
気象業務法に基づく基準に適合していることを検定証書で確認する。	
水管理制御システムを構成する機器を組合せて、システムとして管理項目表に示す入出力処理、演算処理、制御処理、状態監視・警報処理、表示処理(画面・操作卓等)、異常処理(装置・システム異常、停電復電処理)などが行えることを確認することにより、システムの操作・制御、監視、記録、表示、異常処理などの動作を確認する。	

工 種	分類	項 目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準
水管理制御システム (据付)	1. 情報処理 設備	1. 単体試験		
	(1) データ処 理装置	B (1) 電源電圧 測定		定格電圧の $\pm 10\%$ であること。
	(2) 表示記録 端末装置			
	(3) サーバ装 置			
	(4) 入出力処 理装置			
	(5) プリンタ			
	(6) 時計装置			
	2. 監視操作 設備	B 1. 単体試験		1. (1) データ処理装置に準ずる。
	(1) 操作卓			
	(2) 監視盤 (グラフィ ックパネル 、ミニグラ フィックパ ネル)			
(3) 大型表示 装置				
(4) 警報表示 盤				
(5) 監視操作 端末装置	B 1. 単体試験		1. (1) データ処理装置に準ずる。	
3. 情報伝送 設備	1. 単体試験			
(1) テレメー タ、テレメ ータ・テレ コントロ ール装置 (TM、TM・ TC 装置)	B (1) 電源電圧 測定		定格電圧の $\pm 10\%$ であること。	
(2) 入出力中 継装置	A (2) 回線レベ ル試験		伝送回線のレベルは承諾図書に示された規格値 以内であること。	
(3) 機側伝送 装置				
(4) 対孫局中 継装置				
(5) 孫局装置				

測定及び判定の方法	摘 要
電源端子部の電圧を測定し確認する。	
1. (1) データ処理装置に準ずる。	
1. (1) データ処理装置に準ずる。	
1. (1) データ処理装置に準ずる。	
電源端子部の電圧を測定し確認する。	
レベルメータ等を使用し、送信、受信レベルの測定を行い確認する。 なお、TM、TM・TC 装置、データ転送装置等を対象とする。	

工 種	分類	項 目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準	
水管理制御システム(据付)	4. 雨水テレメータ・放流警報設備(河川管理用)	1. 単体試験			
		B (1) 電源電圧測定		定格電圧の $\pm 10\%$ であること。	
		A 2. 組合せ試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。	
	(1) 雨水テレメータ装置 ① テレメータ監視局装置 ② テレメータ観測局装置				
	(2) 放流警報装置	1. 単体試験			
		B (1) 電源電圧測定		定格電圧の $\pm 10\%$ であること。	
		A 2. 組合せ試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。	
		① 放流警報制御監視局装置 ② 警報局装置 ③ サイレン装置 ① サイレン制御盤 ② サイレン ④ 拡声装置 ① ホーンスピーカ ⑤ 集音マイク ⑥ 回転灯			
		5. 無線設備	1. 単体試験		
		(1) 無線装置	A (1) 送信特性試験 (2) 受信特性試験	①送信出力 $\pm 10\%$ ②送信周波数 承諾図書で指定された周波数 ③周波数許容偏差 70MHz $\pm 5 \times 10^{-6}$ 以内 400MHz $\pm 3 \times 10^{-6}$ 以内 ④スプリアス発射強度 70MHz 1mW 以下、かつ基本波の平均電力より 60dB 低い値	管理基準値の範囲内であること。 なお、その他の項目は製造者の規格値の範囲内であること。

測定及び判定の方法	摘 要
電源端子部の電圧を測定し確認する。 なお、テレメータ監視局装置、テレメータ観測局装置を対象とする。	
テレメータ観測システムを構成するすべての装置を組合せて、呼出し、データ収集、印字、操作・表示、外部出力、通話機能などテレメータ観測システムの動作を確認する。	
電源端子部の電圧を測定し確認する。 なお、放流警報制御監視局装置、警報局装置、サイレン制御盤を対象とする。	
放流警報システムを構成するすべての装置を組合せて、呼出し、警報制御・監視、印字、操作・表示、外部出力、通話機能など放流警報システムの動作を確認する。	
試験成績書により次に項目の試験結果を確認する。 ①送信出力 ②送信周波数 ③周波数許容偏差 ④スプリアス発射強度 ⑤最大周波数偏移 ⑥標準変調入力レベル ⑦局部発振周波数許容偏差 ⑧送信機入力レベル ⑨受信機出力レベル ⑩受信入力電圧 (S/N 比)	

工 種	分類	項 目	管理基準値 (mm)	測 定 及 び 判 定 基 準
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (据 付)			400MHz 2.5μW以下、ただし、1Wの場合 は25μW以下とする。 ⑤最大周波数偏移 70MHz ⊕5kHz 以内 400MHz ⊕2.5kHz 以内	
		A (3) 通話試験		対向で音声が明瞭に通話できること。
	(2) 移動無線 装置	1. 単体試験		
		A (1) 送信特性 試験 (2) 受信特性 試験	①送信出力 ⊕20%~⊖50% ②送信周波数 承諾図書で指定された周波数 ③周波数許容偏差 150MHz ⊕10×10 ⁻⁶ 以内 ④スプリアス発射強度 1mW以下かつスプリアス比80dB以下 ⑤最大周波数偏移 ⊕5kHz 以内	管理基準値の範囲内 であること。 なお、その他の項目は 製造者の規格値の範囲 内であること。
		A (3) 通話試験		対向で音声が明瞭に通話できること。
	(3) 無線中継 装置	1. 単体試験		
		B (1) 電源電圧 測定		定格電圧の⊕10%であること。
		A (2) 組合せ試 験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	6. CCTV 設備 (1) CCTV 装置 (2) 操作器 (3) カメラ制 御装置 (4) カメラ装 置	B 1. 単体試験		1. (1)データ処理装置に準ずる。
		A 2. 組合せ試 験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	7. 電源設備 (1) UPS 電源 装置 (汎用品) (2) 耐雷トラ ンス	1. 単体試験		施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、 2. 直流電源装置及び UPS 電源装置に基づき実施 する。
		1. 単体試験		
	B (1) 電圧測定		承諾図書に示された仕様であること。	
(3) 直流電源 装置 [DC12・24V]	1. 単体試験		施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、 2. 直流電源装置及び UPS 電源装置に基づき実施 する。	

測 定 及 び 判 定 の 方 法	摘 要
	親局と子局（対向局）での通話状態を確認する。
	試験成績書により次に項目の試験結果を確認する。 ①送信出力 ②送信周波数 ③周波数許容偏差 ④最大周波数偏移 ⑤スプリアス発射強度
	基地局と移動局間又は移動局間（対向局）での通話状態を確認する。
	電源端子部の電圧を測定し確認する。
	テレメータ観測システム又は放流警報システムと組合せ中継起動/停止、送信機の手動・自動 切換、状態監視など総合動作を確認する。 1. (1)データ処理装置に準ずる。
	CCTV 設備を構成するすべての機器を組合せて、システムとしてカメラ選択、ズーム（望遠/広 角）、フォーカス（遠/近）、アイリス動作、ワイパー操作、旋回操作、プリセット操作、投光 器制御、集音の動作を確認する。
	耐雷トランスの一次側、二次側の端子部の電圧を測定し確認する。

工 種	分類	項 目	管理基準値 (mm)	測 定 及 び 判 定 基 準	
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (据 付)	(4) 太陽電池 電源装置	1. 電気的 特性試験			
		B (1) 電圧測定		承諾図書に示された仕様であること。	
		B (2) 電流測定		承諾図書に示された仕様であること。	
	8. 計測設備		1. 単体試験		
	(1) フロート 式水位計 (浮子式)	B	(1) 電源電圧 測定		定格電圧の $\pm 10\%$ であること。
	(2) フロート 式水位計 (シロ式)	A	(2) 調整試験		ゼロ点に調整されていること。又は測定値が現在 水位値に合致していること。
	(3) フロート 式水位計 (ゲージ式)				
	(4) フロート 式水位計 (研製型)				
	(5) 圧力式水 位計 (半導体式)				
	(6) 圧力式水 位計 (抵抗式)				
	(7) 圧力式水 位計 (差動ト ランス式)				
	(8) 圧力式水 位計 (水晶式)				
	(9) 超音波式 水位計				
(10) 電波式水 位計					
(11) 電磁式流 量計					
(12) 超音波式 流量計 (管路用)	B	(1) 電源電圧 測定		定格電圧の $\pm 10\%$ であること。	
(13) 超音波式 流量計 (開渠用)	A	(2) 調整試験		ゼロ点に調整されていること。又は測定値に対す る信号出力が適正に出力されていること。	

測 定 及 び 判 定 の 方 法	摘 要
出力電圧を測定する。	
出力電流を測定する。	
電源端子部の電圧を測定し確認する。	
調整した結果を量水標等により確認する。	
電源端子部の電圧を測定し確認する。	
流れが無い時にゼロ点調整を確認する。 なお、流れをゼロにできない場合は、測定値に対する信号出力で確認する。	

工 種	分類	項 目	管理基準値 (mm)	測 定 及 び 判 定 基 準
水管理制御システム (据付)	(14) 圧力計	1. 単体試験		
		B (1) 電源電圧測定		定格電圧の $\pm 10\%$ であること。
		A (2) 調整試験		ゼロ点に調整されていること。
	(15) 雨量・雨雪量計	1. 単体試験		
		B (1) ヒータ動作		設定温度でヒータが動作すること。
		B (2) 電源電圧測定		定格電圧の $\pm 10\%$ であること。
		A (3) 調整試験		一定量の水を入れて転倒枡が1mmカウントすること。 転倒枡の動作により接点信号が出力されること。
	9. 試 験 (1) 一般試験	1. 絶縁抵抗測定		施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、4. 試験に準ずる。
		2. 接地抵抗測定		施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、4. 試験に準ずる。
	(2) 総合組合せ試験	A	1. 総合組合せ試験	承諾図書に示されたシステム機能仕様を満足していること。
(3) 総合試運転	A	1. 総合試運転	総合組合せ試験後、親局設備より手動、設定値、自動制御等の遠隔、遠方操作又は各種設定値条件を入力し、子局設備の動作が正常であること。	

測 定 及 び 判 定 の 方 法	摘 要
電源端子部の電圧を測定し確認する。	※総合組合せ試験 水管理制御システム全体を組合せてソフトウェア機能の確認を含めて行う試験。 ※総合試運転 水管理制御システムと管理対象施設を含めて行う動作確認試験。
圧力が無い時にゼロ点調整を確認する。	
設定温度でサーモスタットがオンとなりヒータが動作すること。 (雨雪量計の場合)	
電源端子部の電圧を測定し確認する。	
転倒枡が正常に動作することを確認する。	
施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、4. 試験に準ずる。 電源及び現地施工の入出力ケーブルの絶縁抵抗を測定する。 ただし、装置間ケーブルは除く。	
接地種別ごとの接地抵抗値を測定する。	
水管理制御システムを構成するすべての機器を組合せて、システムとして管理項目表に示す出力処理、演算処理、制御処理、状態監視・警報処理、記録処理、表示処理(画面・操作卓等)、異常処理(装置・システム異常、停電・復電処理)などが行えることを確認することにより、システムの操作・制御、監視、記録、表示、異常処理などの動作を確認する。	
子局設備の動作が正常であることを確認する。	